

令和7年度岡山県スポーツ推進委員協議会
第1回常任理事会・理事会

参考資料

令和 7 年度中国地区スポーツ推進委員研修会開催要項【案内】

- 1 趣 旨 中国 5 県のスポーツ推進委員が、資質の向上と相互の情報交換を図るため一堂に集い、それぞれの地域におけるスポーツ実践活動及び研究の成果をもとに研究協議や実技研修を行い、生涯スポーツの推進に資する。

- 2 主 催 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合
中国地区スポーツ推進委員協議会 岡山県スポーツ推進委員協議会

- 3 主 管 令和 7 年度中国地区スポーツ推進委員研修会岡山県実行委員会
岡山県スポーツ推進委員協議会備南支部

- 4 後 援 スポーツ庁 岡山県 倉敷市 総社市
倉敷市教育委員会 笠岡市教育委員会 井原市教育委員会
総社市教育委員会 浅口市教育委員会 早島町教育委員会
里庄町教育委員会 矢掛町教育委員会

- 5 参加者 中国 5 県各市町村スポーツ推進委員及び各市町村生涯スポーツ担当者
その他生涯スポーツ推進に関わる者等

- 6 期 日 令和 7 年 6 月 2 8 日（土）～ 2 9 日（日）

- 7 会 場 ◇全 体 会 場：倉敷市民会館
倉敷市本町 17-1 (TEL086-425-1515)
◇情報交換会場：倉敷アイビースクエア
倉敷市本町 7 番 2 号 (TEL086-424-0005)
◇実技研修会場：水島緑地福田公園体育館
倉敷市福田町古新田 1027 番地 (TEL086-455-1078)
ライフパーク倉敷
倉敷市福田町古新田 940

- 8 日 程 (案)
 - ◇ 6 月 2 8 日 (土) 第 1 日 (会場：倉敷市民会館)
 - (1 0 : 3 0 ～ 1 1 : 0 5 岡山県スポーツ推進委員研修会 (表彰式)
 - 1 1 : 3 0 ～ 1 2 : 3 0 受付
 - 1 2 : 3 0 ～ 1 2 : 5 0 アトラクション (IPU チアリーダーイング)
 - 1 3 : 0 0 ～ 1 3 : 3 0 開会式
 - 1 3 : 3 0 ～ 1 3 : 5 0 表彰式
 - 1 4 : 0 0 ～ 1 5 : 3 0 基調講演
 - 1 5 : 4 5 ～ 1 6 : 5 0 実践発表
 - 1 6 : 5 0 ～ 1 7 : 0 0 全体会閉会行事
 - 1 8 : 3 0 ～ 2 0 : 3 0 情報交換会 (会場：アイビースクエア)
 - ◇ 6 月 2 9 日 (日) 第 2 日 (開会式会場：水島緑地福田公園体育館)
 - 8 : 3 0 ～ 9 : 0 0 受付
 - 9 : 0 0 ～ 9 : 2 0 開会行事
 - 9 : 3 0 ～ 1 1 : 3 0 実技研修
 - 1 1 : 4 5 ～ 1 1 : 5 5 閉会行事

9 研 修

(1)基調講演 講 師 三津家 貴也氏

演 題 「 スポーツ科学の重要性 」

(プロフィール)三津家 貴也 (みつか たかや) 1995年8月2日生まれ (29歳)

熊本県玉名市出身

(主な役職)ランニングアドバイザー、モデル、インフルエンサー、SNS総フォロワー数100万人以上

(経 歴) 熊本県立玉名高等学校で陸上競技 (中距離走) を始める。インターハイ800mで6位。
筑波大学 (体育専門学群)、大学院 (人間総合科学研究科 体育学専攻) でランニング
について研究。現在、ランニングアドバイザー、モデル、非常勤講師、インフルエンサーなどマルチに活
躍中。

PB:800m 1' 50" 11、1500m 3' 46" 33

著書:『がんばらないランニング』『はじめてのやせラン』

(2)実践発表 (発表順)

① 「岡山県スポーツ推進委員協議会」 岡山県倉敷市

② 「山口県スポーツ推進委員協議会」 山口県和木町

③ 「鳥取県スポーツ推進委員協議会」 鳥取県鳥取市

コーディネーター 早田 剛 教授 (IPU 環太平洋大学体育学部体育学科教授)

(3)実技研修 事前申込み 1種目のみの参加となります。(第1～第3希望までご記入ください)

種 目 名	場 所	備 考
①「卓球バレー」	水島緑地公園 福田体育館	実技のできる服装、タオル、体育館シューズの準備をお願いします
②「モルック」		
③「ボッチャ」		
④「囲碁ボール」	ライフパーク倉敷	

※人数調整をさせていただく場合があります。ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

1 0 参加申込、参加経費、宿泊等

「参加経費・宿泊等のご案内」にしたがってお申し込みください。

◇参加費 4, 0 0 0 円 ◇情報交換会費 7, 0 0 0 円 ◇宿泊費等別紙参照

1 1 留意事項

①被表彰者は表彰式に出席をお願いします。表彰式終了後も、そのままお席にご着席ください。
表彰式は本人のみの出席をお願いします。やむを得ず欠席される場合は、代理人のご出席をお願いします

②会場周辺の駐車可能台数には限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただくか
同一市町村からの参加者は、できるだけ乗り合わせてお越しください。

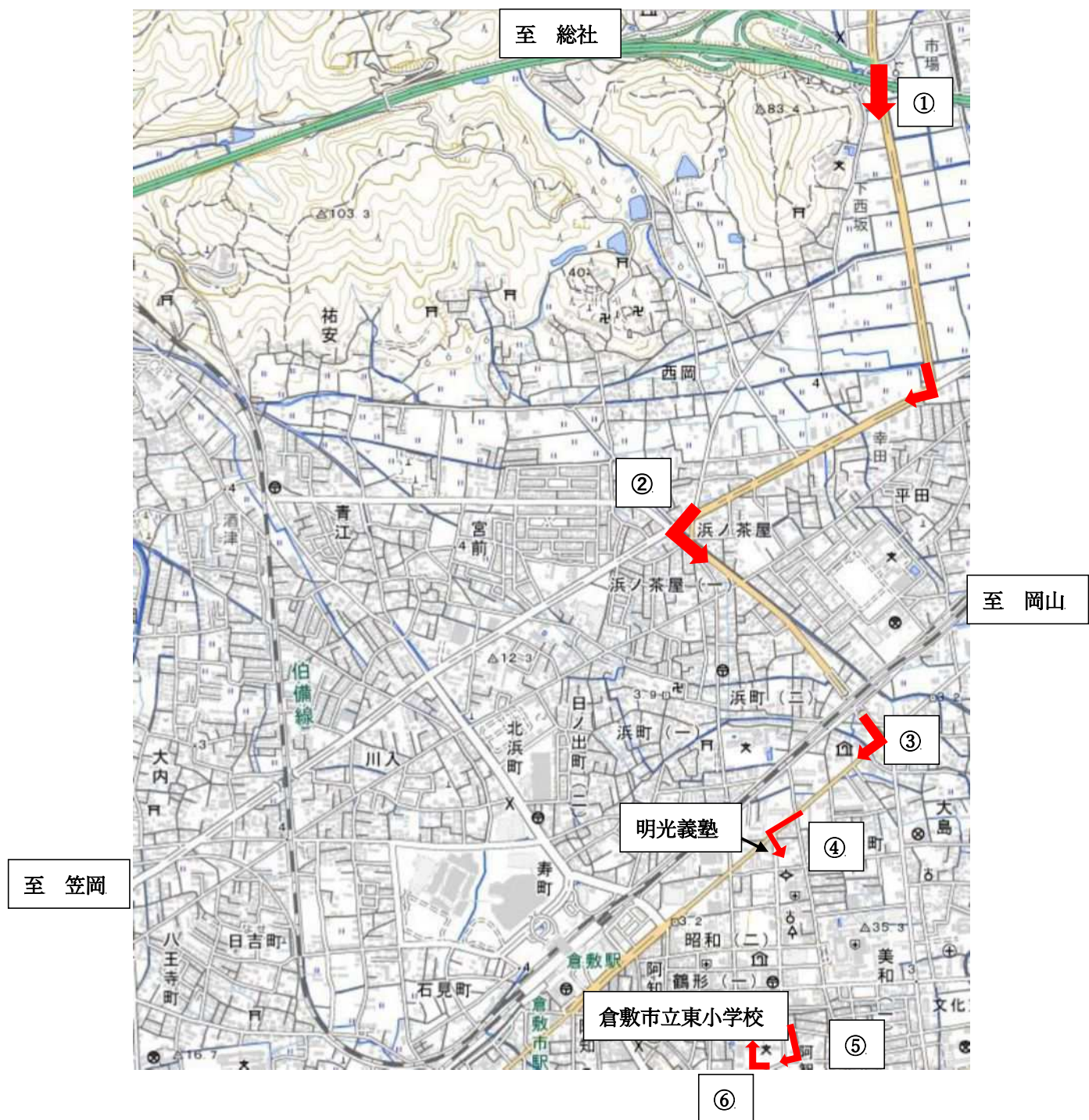
③倉敷市民会館周辺の駐車場は有料になります。無料駐車場を希望される場合、倉敷市役所及び職員駐車場 (会場まで徒歩約 20 分)、または倉敷市立東小学校 (会場まで徒歩約 10 分) をご利用ください。詳細については大会プログラムをご覧ください。

1 2 問合せ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4-6 岡山県環境文化部スポーツ振興課内
令和 7 年度中国地区スポーツ推進委員研修会実行委員会事務局 担当: 川藤
TEL: 0 8 6-2 2 6-7 4 6 7 FAX: 0 8 6-2 2 5-0 2 6 0
E-mail: keiichi_kawafuji@pref.okayama.lg.jp

地図（倉敷 IC から）

※一方通行や歩行者専用道路、狭い路地が多い為、地図に従ってお越しください。



①国道429号を南進（右車線を進む）



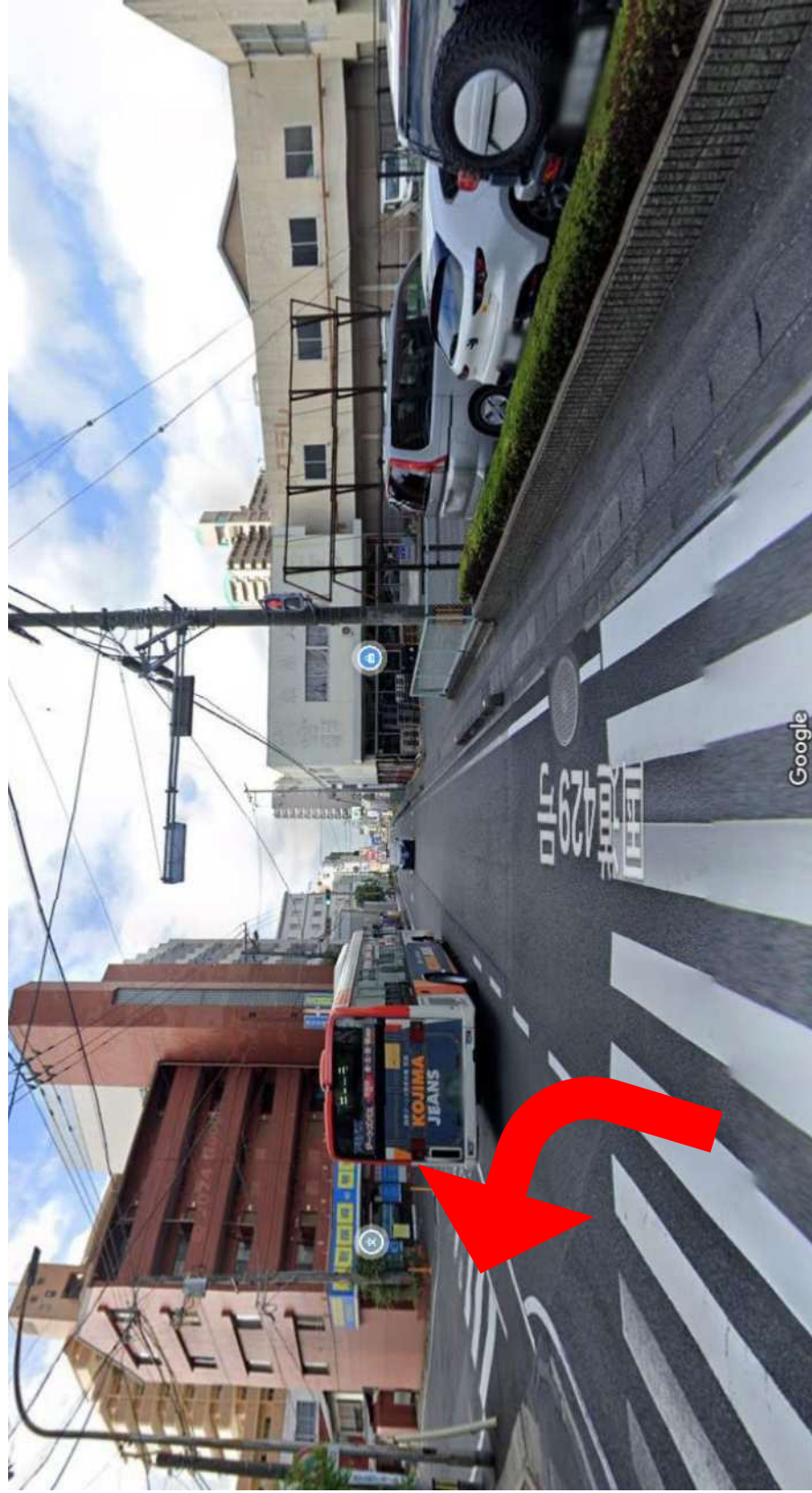
②浜の茶屋北交差点を左折



③大島交差点を右折し国道429号（旧道2号線）へ



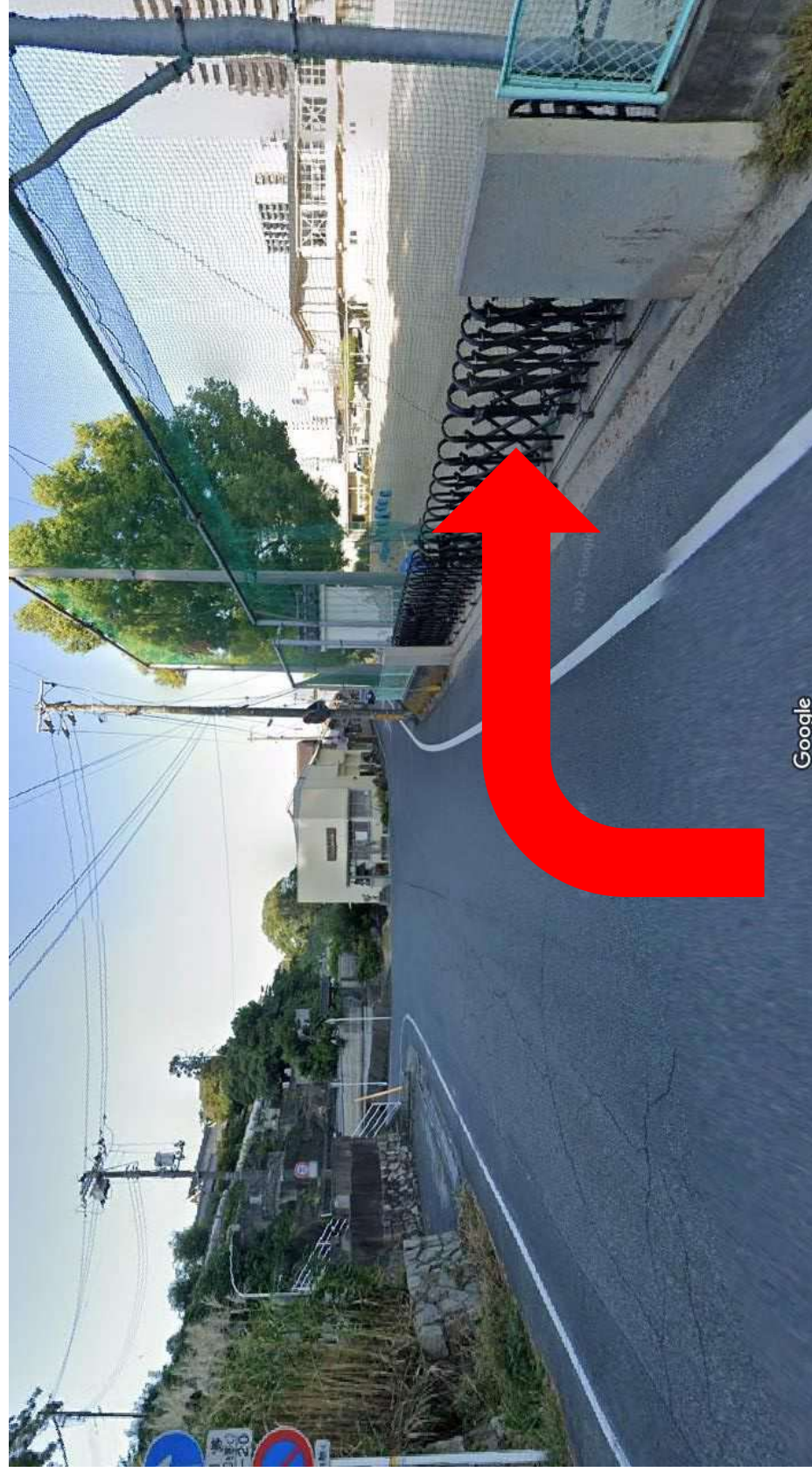
④幸町西交差点（明光義塾前）を左折



⑤倉敷市立東小学校 T 字路を右折



⑥倉敷市立東小学校 正門より入場

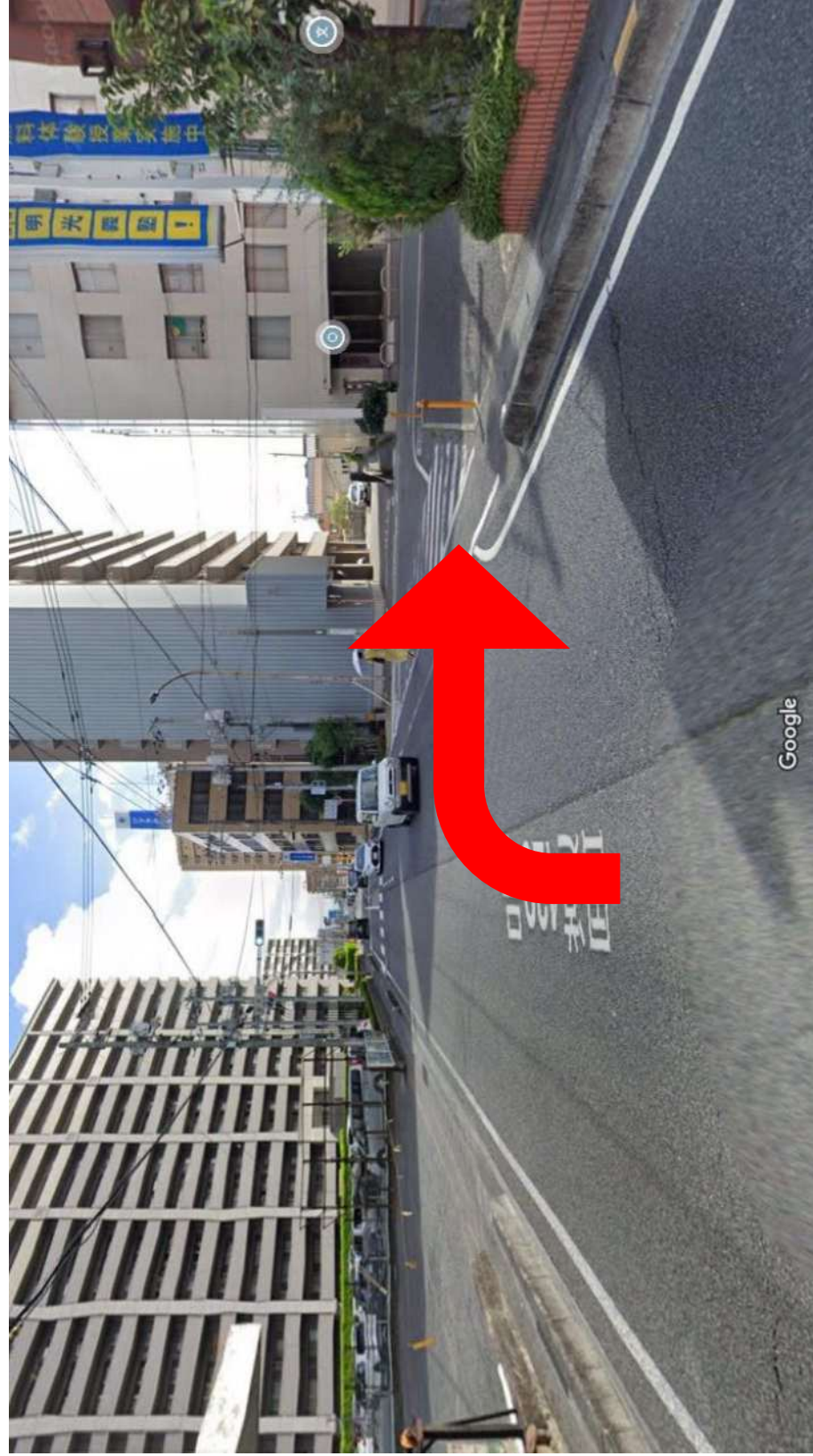


地図（倉敷駅方面から）

※一方通行や歩行者専用道路、狭い路地が多い為、地図に従ってお越しください。



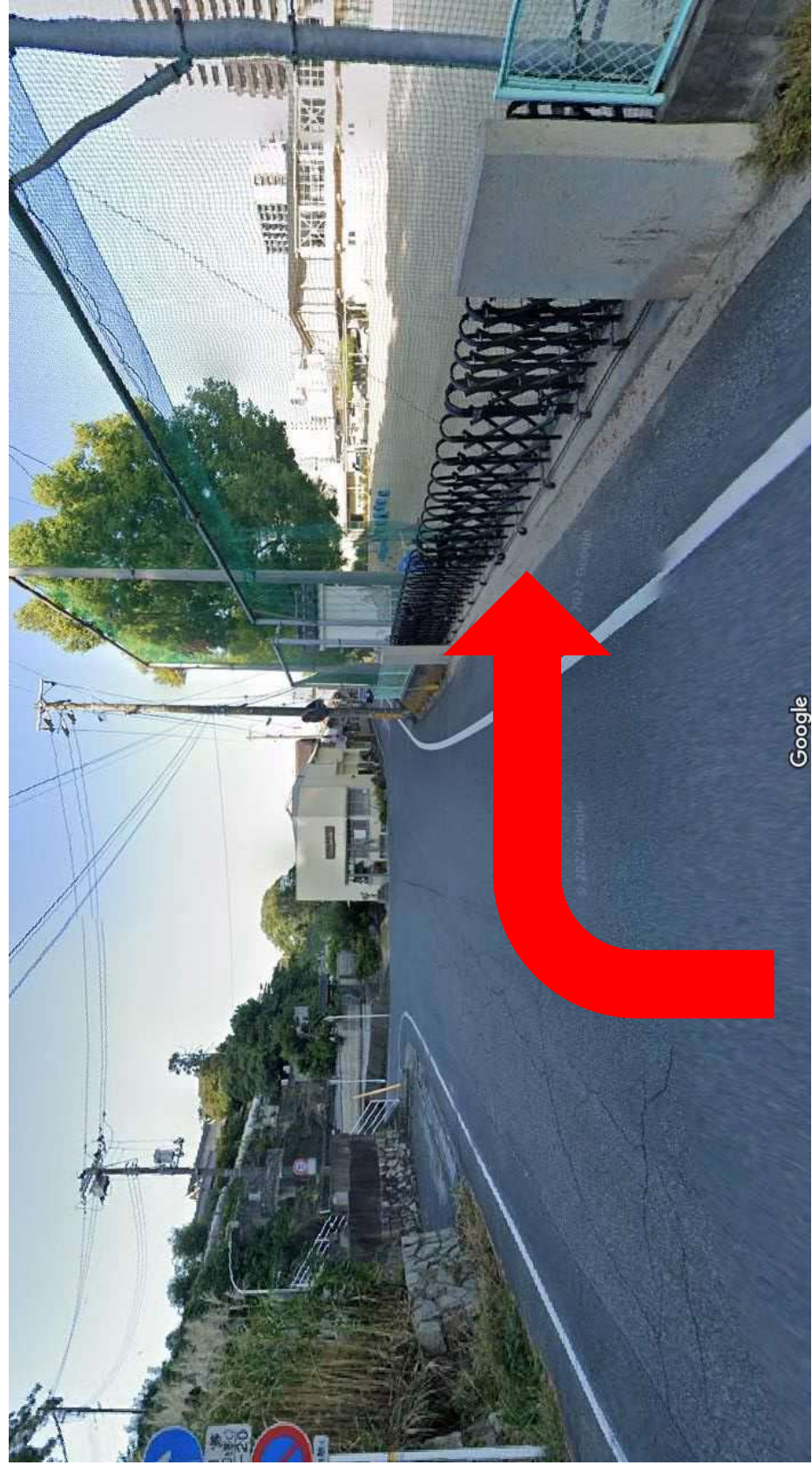
①幸町西交差点（明光義塾前）を右折



②倉敷市立東小学校 T 字路を右折

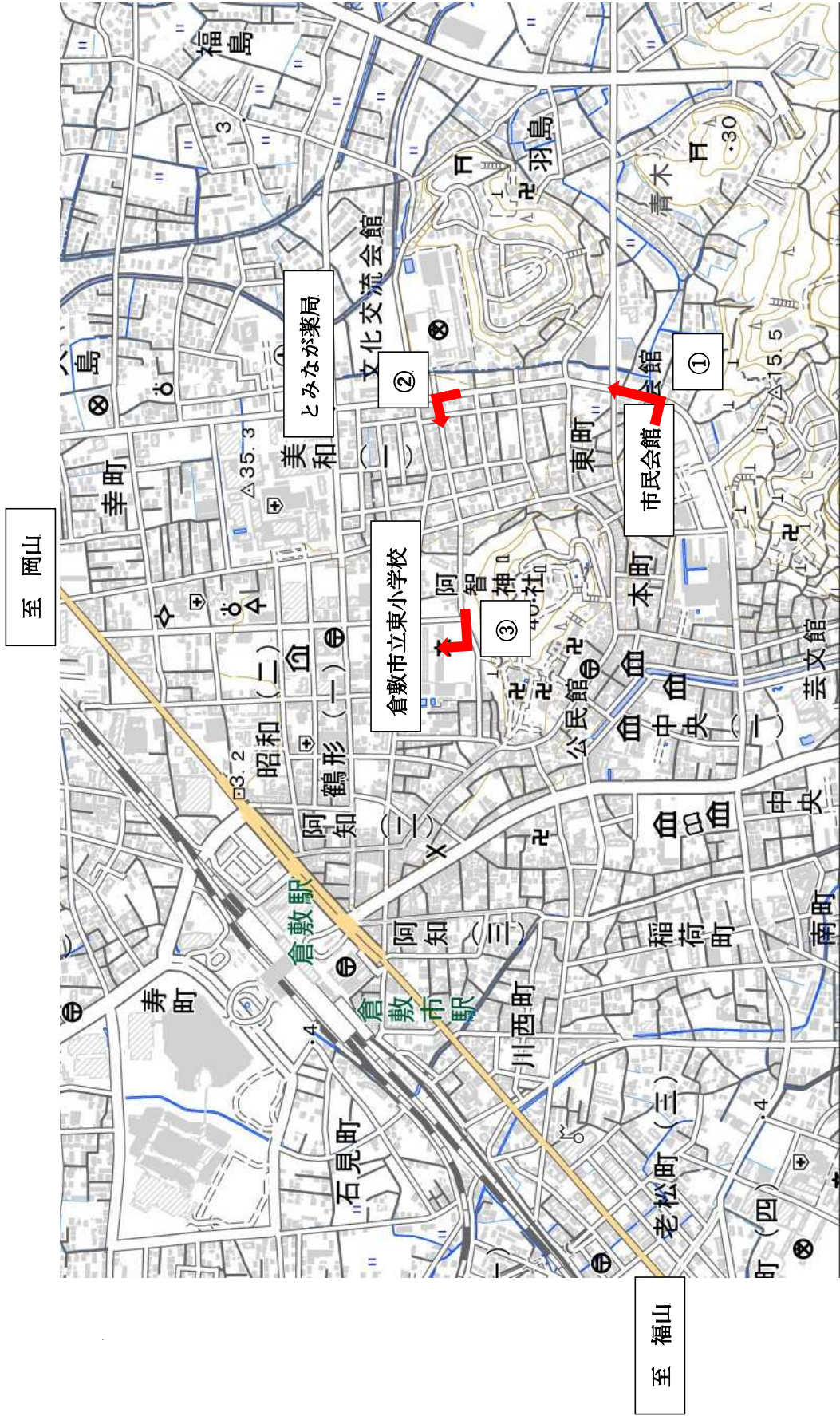


③倉敷市立東小学校 正門より入場



地図（倉敷市民会館から）

※一方通行や歩行者専用道路、狭い路地が多い為、地図に従ってお越しください。



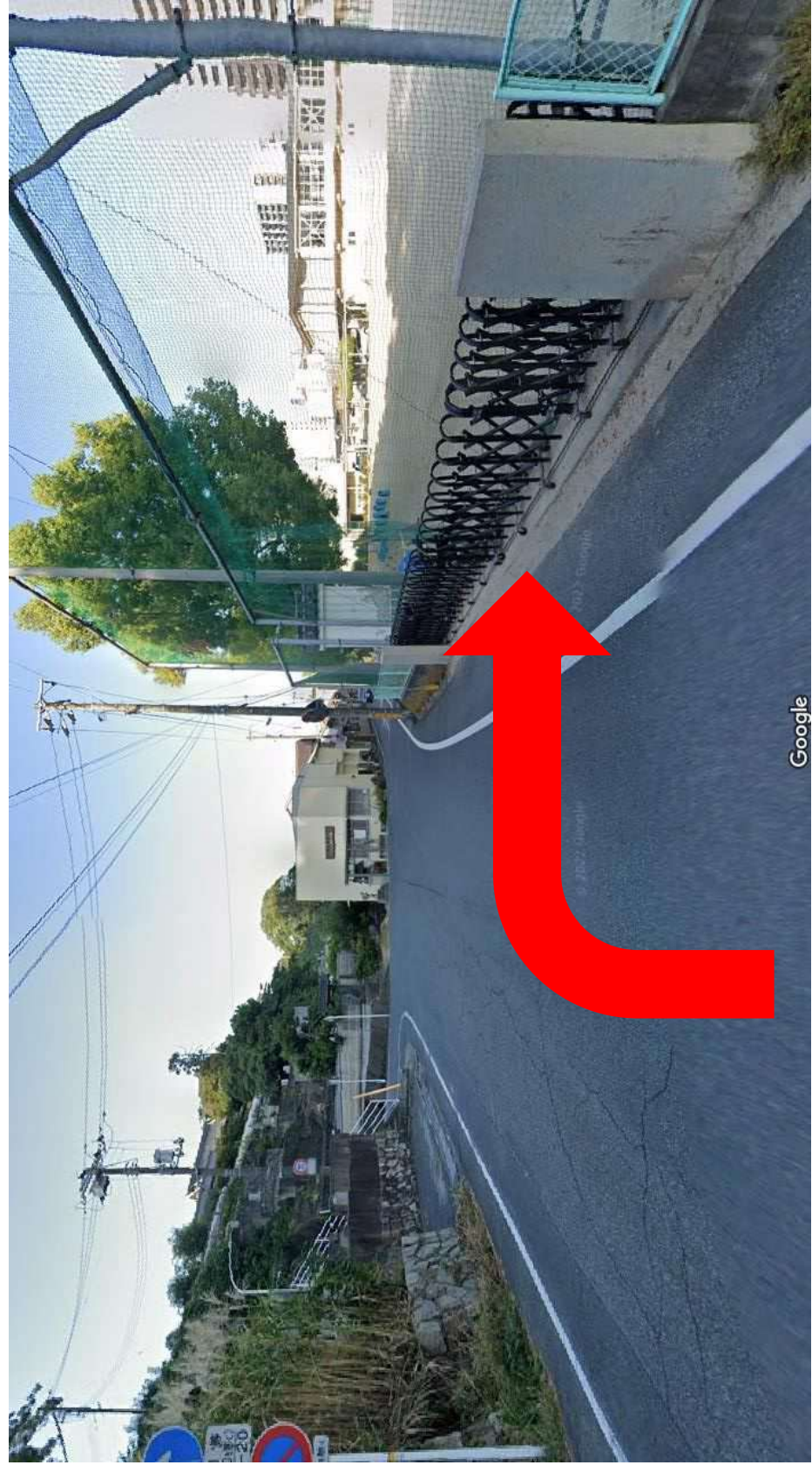
①倉敷市民会館出口を左折（県道22号線へ）



②県道22号線 とみなが薬局前交差点を左折



③倉敷市立東小学校 正門より入場



中国地区スポーツ推進委員研修会実践発表県

年度	開催県	発表県		備 考
2024 (R6)	広島県	第 1 発表者	広島県	
		第 2 発表者	島根県	
		第 3 発表者	鳥取県	
2025 (R7)	岡山県	第 1 発表者	岡山県	備南支部
		第 2 発表者	山口県	
		第 3 発表者	鳥取県	
2026 (R8)	島根県	第 1 発表者	島根県	
		第 2 発表者	広島県	
		第 3 発表者	山口県	
2027 (R9)	鳥取県	第 1 発表者	鳥取県	備北支部
		第 2 発表者	岡山県	
		第 3 発表者	島根県	
2028 (R10)	山口県	第 1 発表者	山口県	美作支部
		第 2 発表者	広島県	
		第 3 発表者	岡山県	
2029 (R11)	広島県	第 1 発表者	広島県	
		第 2 発表者	島根県	
		第 3 発表者	鳥取県	
2030 (R12)	岡山県	第 1 発表者	岡山県	備前支部
		第 2 発表者	山口県	
		第 3 発表者	島根県	
2031 (R12)	鳥取県	第 1 発表者	鳥取県	
		第 2 発表者	広島県	
		第 3 発表者	山口県	

開催県が、提案者となり、第 1 発表者となる。

山口県→岡山県→島根県→鳥取県→広島県の順番で 3 県ずつ。

各種大会予定(案)

	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)	2030年度(R12)	2031年度(R13)
岡山県生涯スポーツ研究大会 兼岡山県スポーツ推進委員研修会	備南支部 6月28日(土) ～6月29日(日) (倉敷市民会館)	備前支部 (和気町・赤磐市)	美作支部	備北支部	備南支部	備前支部	美作支部
中国地区スポーツ推進委員研修会	岡山県 6月28日(土) ～6月29日(日) (倉敷市民会館)	島根県	鳥取県 (備北)	山口県 (美作)	広島県	岡山県 (備前)	鳥取県
全国スポーツ推進委員研究協議会	長野県 11月13(木) ～11月14日(金) 長野市	群馬県(予定)	鳥根県(予定)	奈良県(予定)	山梨県(予定)	沖縄県(予定)	鳥取県(予定)
生涯スポーツ・体力づくり全国会議	(備北)	(備前)	(備南)	(美作)	(備北)	(備前)	(備南)
スポーツ推進委員リーダー養成講習会	東京都 (備北)	東京都 (美作)	東京都 (備南)	東京都 (備前)	東京都 (備北)	東京都 (美作)	東京都 (備南)
国民スポーツ大会	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県	島根県	奈良県
その他	インターハイ	全国中学校体育大会					

令和 7 年度 市町村スポーツ推進委員数

令和 7 年 4 月 12 日現在

岡山県スポーツ推進委員協議会

令和 7 年度 市町村スポーツ推進委員数	男性	594
	女性	273
	合計	867

男性	R6 (6 0 5)	R5 (6 1 6)
女性	R6 (2 7 2)	R5 (2 7 7)
合計	R6 (8 7 7)	R5 (8 9 3)

	市町村	合計	男性	女性
1	岡山市	181	153	28
2	倉敷市	109	69	40
3	津山市	54	34	20
4	玉野市	24	13	11
5	笠岡市	18	11	7
6	井原市	19	14	5
7	総社市	17	10	7
8	高梁市	54	41	13
9	新見市	26	13	13
10	備前市	24	17	7
11	瀬戸内市	20	10	10
12	赤磐市	18	12	6
13	真庭市	72	46	26
14	美作市	45	29	16

	市町村	合計	男性	女性
15	浅口市	27	18	9
16	和気町	18	9	9
17	早島町	9	7	2
18	里庄町	4	2	2
19	矢掛町	15	12	3
20	新庄村	7	5	2
21	鏡野町	18	12	6
22	勝央町	15	10	5
23	奈義町	10	8	2
24	西粟倉村	5	3	2
25	久米南町	15	8	7
26	美咲町	30	19	11
27	吉備中央町	13	9	4

各支部別の内訳			
	男	女	計
備前	223	75	298
備南	143	75	218
備北	54	26	80
美作	174	97	271

300 (単価:円/人)

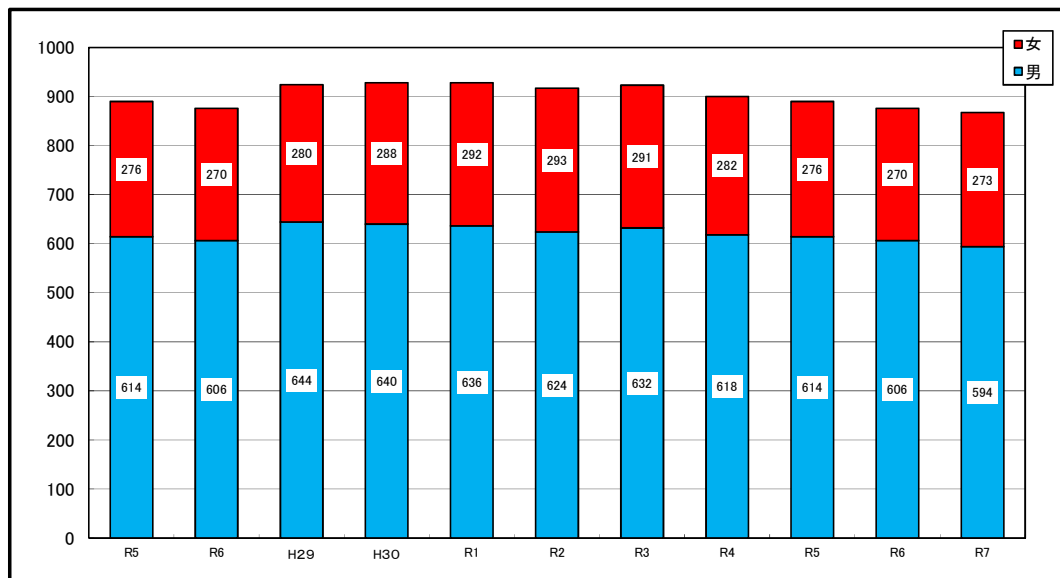
人数割分	支部活動 助成金(固定)	計
89,400	50,000	139,400
65,400	50,000	115,400
24,000	50,000	74,000
81,300	50,000	131,300

※「人数割分」は各支部人数 × 300円

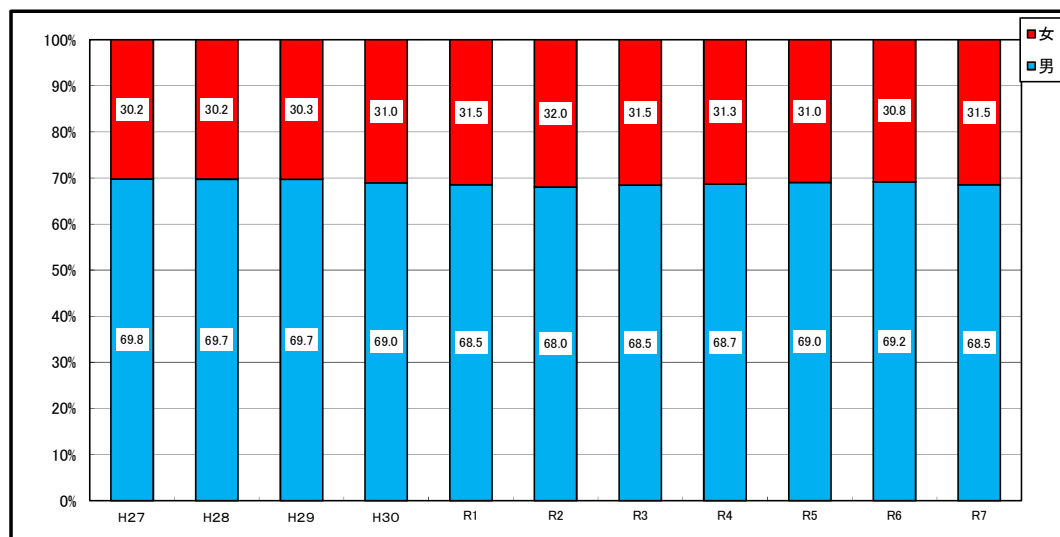
岡山県スポーツ推進委員数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
男	821	815	759	722	706	678	662	653	643	645	638	645	647	642	644	640	636	624	632	618	614	606	644	640	636	624	632	618	614	606	594
女	285	294	286	299	292	281	281	283	288	281	291	284	280	278	280	288	292	293	291	282	276	270	280	288	292	293	291	282	276	270	273
合計	1,106	1,109	1,045	1,021	998	959	943	936	931	926	929	929	927	920	924	928	928	917	923	900	890	878	924	928	928	917	923	900	890	878	867

推移グラフ①(人数割)



推移グラフ②(男女比)



岡山県スポーツ推進委員協議会 慶弔規定

この会は、岡山県スポーツ推進委員協議会の役員で構成し、相互の親睦を深めることとする。

1 会費は毎年度、継続役員は500円、新規役員は1,000円納入する。
金品の贈呈は、1件につき 5,000円とする。

2 慶弔費に関する項目は次のとおりとする。

① 祝儀の贈呈

ア 結婚（本人）、子女の結婚

イ 受賞、その他の慶事（協議して決める。）

② 見舞金の贈呈

ア 2週間以上の入院（本人）

イ 不時の災害（協議して決める。）

③ 香典の贈呈

ア 本人及び一親等以内の死亡

3 慶弔費の受渡しを行った役員に対し、旅費を支給する。

4 上記によらない場合は、会長と協議の上、決定する。

※平成17年 2月 8日 一部改訂

平成18年 4月 1日 一部改訂

平成20年 2月25日 一部改訂

平成21年 5月18日 一部改訂

平成24年 2月24日 一部改訂（スポーツ基本法の制定に伴い）

平成25年 5月 9日 一部改訂

令和 3年 4月 1日 一部改訂

令和6年度岡山県スポーツ推進委員協議会慶弔費決算

収入 (単位 円)

項 目	金 額
会費 徴収していません	0
利息	20
前年度繰越金	47,374
合 計	47,394

支出 (単位 円)

項 目	金 額
見舞い 1件 入院見舞い	15,000
入院見舞い 1件 5,000	
香典 2件 10,000	
合 計	15,000

◎収入合計47,394円から支出合計15,000円を差し引いた32,394円は
本会計又は特別会計に繰り入れる。



口座番号 1427430				*****51,304		
29. 3. 8	C	産別会費	*5,000	カート	赤木会員	*****46,304
29. 3. 8	C	華信会費	*3,000	カート	"	*****43,304
29. 5. 11	3	平成29年度会費			*21,000	*64,304
29. 11. 28	4	森理子会費	*6,108	フリコミ	フジタ ナカヒサ	*58,196
30. 1. 25	3	山本理子	*5,000	カート	依紀子	*53,196
30. 2. 5	1	信託会費	*6,000	カート	赤木会員 5000 1000 5000	*47,196
1. 5. 10	1	平成30年度会費(富崎君忘れに)			*7,000	*54,196
1. 5. 22	3	平成31(令和元年)新規役員1名			*1,000	*55,196
1. 5. 22	3	江原女子会費	*5,000	カート	お祝い	*50,196
2. 7. 3	1	大崎会費	*3,322	カート		*46,874
4. 5. 12	2	妹尾会費	*5,000	カート		*41,874
5. 2. 21	1	大崎会費	*5,000	カート		*36,874
5. 2. 21	1	黒木会費	*5,000	カート		*31,874
5. 6. 5	1				*20,500	*52,374
5. 6. 5	1	よここひ	*5,000	カート		*47,374
6. 3. 28	1		*5,000	カート		*42,374
6. 3. 28	1				*5,000	*47,374
6. 5. 16	3	見舞山 林義和	*5,000	カート		*42,374
6. 8. 19	2	利息			*3	*42,377
7. 2. 17	2	利息			*17	*42,394
7. 5. 12	2		*5,000	カート	香典 江原さん	*37,394
7. 5. 12	2		*5,000	カート	香典 黒田さん	*32,394

〈 M E M O 〉

岡山県スポーツ推進委員協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、岡山県スポーツ推進委員協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を、岡山県環境文化部スポーツ振興課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、スポーツ推進委員相互の協力体制を確立して資質の向上を図るとともに、生涯スポーツの普及・振興に関する事業を行い、もって、県民スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ推進委員及び地域スポーツ指導者の資質向上に関する研修会、講習会、協議会等の開催
- (2) スポーツ教室、スポーツテスト、その他地域スポーツの振興に関する事業
- (3) 地域スポーツ関係団体との連絡・調整及び協力
- (4) 地域スポーツに関する調査研究
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、各市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長）が委嘱するスポーツ推進委員をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名
理事長	1名
副理事長	1名
常任理事	若干名
理事	35名以上45名以内
監事	2名

(役員を選任)

第7条 理事は、第16条第2項に定める支部評議員会（以下「評議員会」という。）において選任された者及び別に定める者をもって充てる。

- 2 会長、理事長、副理事長は、常任理事会において推挙され、理事会の承認を得る。
- 3 副会長は、各支部会長及び別に定める者をもって充てる。
- 4 常任理事は、別に定める者をもって充てる。
- 5 監事は、理事会において第16条第1項に定める評議員のうちから選任するが、理事を兼ねることはできない。また、会長の所属する支部以外の支部から2名選出する。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づいて日常の業務に従事する。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

5 常任理事は、常任理事会に出席し、審議する。

6 理事は、理事会を組織して、理事会の議決に基づいて、本会の業務を執行する。

7 監事は、本会の業務を監査し、理事会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行う。

(会議)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 理事会

(2) 常任理事会

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 本会運営の基本方針に関すること。

(2) 規約の改廃に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 事業計画及び事業報告に関すること。

(5) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

3 理事会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除いて、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により理事会が開催できない場合は、書面又は電磁的記録による構成員の過半数の同意をもって、理事会の議決があったものとする。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長が招集し、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 理事会から委任された事項

(2) その他会長が必要と認める事項

3 常任理事会の議決については、前条第3項の規定を準用する。

(名誉会長及び顧問)

第13条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(部 会)

第14条 本会に組織活性化部会を置くことができる。

2 事業遂行上必要と認めた場合、他に部員若干名で構成する部会を設けることができ、名称、所掌事務及び組織その他必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(支 部)

第15条 本会に、支部を置き、その名称及び区域は次のとおりとする。

名 称	区 域
備 前 支 部	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町（7市町）
備 南 支 部	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町（8市町）
備 北 支 部	高梁市、新見市（2市）
美 作 支 部	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、美咲町、久米南町（10市町村）

2 各支部の規程は本会の規約に準じて定める。

(支部評議員)

第16条 支部に評議員を置くこととし、各市町村の会員の互選により若干名を選任する。

2 評議員は、支部ごとに支部評議員会を組織して、本会の事業遂行に関する事項について協議する。

(支部会長等)

第17条 支部に、支部会長1名、支部副会長若干名及び支部監事2名を置く。

2 支部会長及び支部副会長は、評議員会において選任する。

3 支部監事は、評議員会において選任する。

4 支部会長、支部副会長及び支部監事の職務については第8条第1項、第2項及び第7項の規定をそれぞれ準用する。

(会 計)

第18条 本会の事業遂行に要する経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(規約の変更)

第19条 この規約の変更は、理事会において総理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

(委 任)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、昭和57年4月 1日から施行する。

昭和62年3月23日一部改訂

平成 元年5月23日一部改訂

平成 2年3月15日一部改訂

平成 3年3月 4日一部改訂

平成 9年5月 8日一部改訂

平成11年2月24日一部改訂

平成12年4月 1日一部改訂(スポーツ振興法一部改訂に伴い)

平成13年2月27日一部改訂

平成17年4月 1日一部改訂(教育事務所の統合に伴い)

平成18年4月 1日一部改訂(スポーツ振興課移管に伴い)

平成19年2月16日一部改訂

平成21年2月25日一部改訂

平成22年5月11日一部改訂(組織再編に伴い)

平成24年2月24日一部改訂(スポーツ基本法の制定に伴い)

令和 2年4月 1日一部改訂

令和 3年2月22日一部改訂

令和 6年2月29日一部改訂(組織改編に伴い)

岡山県スポーツ推進委員協議会規約施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、岡山県スポーツ推進委員協議会規約（以下「規約」という。）第20条の規定に基づき、規約第7条の規定による理事の選任等について必要な事項を定めるものとする。

(各支部及び部会における理事の選任)

第2条 各市町村から理事を1名選出することができ、各支部の理事のうち1名以上は女性とする。

2 理事を選出できない市町村は、各支部の裁量で該当支部内の市町村から補充することができる。

3 会員の数が50名を超える市町村からは、第1項の規定により選任する理事のほか会員50名につき理事1名を選任できる。（別表参照）

4 規約第7条第1項に定める別に定める者は、次の者とする。

- (1) 会長が選任された支部から別に選任された者1名
- (2) 組織活性化部長又は、副部長のいずれかの1名
- (3) 会長が指名する関係行政機関の代表者及び学識経験者

5 規約第7条第3項に定める別に定める者は、組織活性化部会長又は、副部長の女性部員のいずれかの1名とする。

6 規約第7条第4項に定める別に定める者は、次の者とする。

- (1) 岡山市と倉敷市役員から選出された者各1名
- (2) 組織活性化部会長又は、副部長のいずれかの1名

(会 費)

第3条 会費は、スポーツ推進委員1人当たり、年額2,000円とする。

(細則の変更)

第4条 この細則の変更は、理事会において総理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本細則は、平成11年2月24日から施行する。

平成18年2月 8日一部改訂

平成24年2月24日一部改訂（スポーツ基本法の制定に伴い）

令和 2年4月 1日一部改訂

令和 3年2月22日一部改訂

令和 6年2月29日一部改訂（組織改編に伴い）

(別表)

スポーツ推進委員数	1～ 50人	51～ 100人	101～ 150人	151～ 200人	201人 ～
理事選出数	1人	2人	3人	4人	5人

岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会規約

(設 置)

第1条 岡山県スポーツ推進委員協議会規約第14条により、岡山県スポーツ推進委員協議会に岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 この部会は、岡山県スポーツ推進委員協議会の事業の充実並びにスポーツ推進委員の資質の向上及び活動の活性化に資する方策等を研究協議することを目的とする。

(構 成)

第3条 部会は、スポーツ推進委員のうち各支部から推薦を受けた者及び理事会の議決を経て会長が委嘱した者をもって構成する。

(役 員)

第4条 部会に部長1名、副部長2名を置く。

2 部長は、部会を代表し、会務を掌理する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。

(役員を選任)

第5条 部長及び副部長は、部員のうちから互選し、会長が委嘱する。

(任 期)

第6条 部員及び役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された部員の任期は、前任者の任期とする。

3 部員は、その任期満了後においても、後任の就任までその職を行う。

(部 会)

第7条 この部会は随時開催するものとし、部長が召集して議長となる。

2 この部会は、部員の過半数が出席しなければ、議決することはできない。ただし、部員の出席及び委任状を合わせて過半数に達していれば、議決することができる。

3 この部会の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 部長は、決議した内容について常任理事会へ諮ることとする。

(そ の 他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和 6年4月 1日から施行する。

岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会規約施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会規約第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(構成部員)

第2条 部員については、各支部に、県及び市町村協議会の中核を担う資質をもつ委員4名を推薦する。

2 各支部が推薦する委員のうち、2名以上は女性とする。

3 会長は、4名を推薦することができる。

4 部長は1名、副部長は2名で構成し、その内2名以上は女性とする。

(研究協議事項)

第3条 本部会は、次の事項を研究協議することとする。

(1) 岡山県スポーツ推進委員研修会の内容に関すること。

(2) 初任者研修会や専門的な勉強会等の開催に関すること。

(3) ファミリー健康体力測定事業の実施に関すること。

(4) 各地域における有益な取組事例の情報発信に関すること。

(5) 地域住民のスポーツ実施率向上に関すること。

(6) その他、スポーツ推進委員の資質向上に関すること。

附 則

本細則は、令和 6年4月 1日から施行する。

令和5-6年度市区町村別『みんなのスポーツ』『スポーツ推進委員手帳』購読状況

岡山県

2025/5/19 現在(日本体育社)

NO.	市 区 町 村 名	ス ポ ー ツ 推 進 委 員 数	令和5年度 本誌購読数	令和6年度 本誌購読数	2025年版 手帳購入数
100	おかやまし 岡山市		38	38	11
202	くらしきし 倉敷市		7	8	110
203	つやまし 津山市		60	60	55
204	たまのし 玉野市		4	5	24
205	かさおかし 笠岡市		2	2	1
207	いばらし 井原市		2	2	2
208	そうじやし 総社市			5	18
209	たかはしし 高梁市		3	4	55
210	にいみし 新見市		5	5	27
211	びぜんし 備前市				7
212	せとうちし 瀬戸内市		3	2	1
213	あかいわし 赤磐市		4	4	22
214	まにわし 真庭市		72	73	3
215	みまさかし 美作市		3	3	4
216	あさぐちし 浅口市		31	31	28
346	わけちよう 和気町				17
423	はやしまちよう 早島町				8
445	さとしょうちよう 里庄町				
461	やかげちよう 矢掛町		1	1	
586	しんじょうそん 新庄村			2	
606	かがみのちよう 鏡野町			1	4
622	しょううちよう 勝央町		1	1	2
623	なぎちよう 奈義町		1	1	3
643	にしあわくらそん 西粟倉村				
663	くめなんちよう 久米南町		2	2	3
666	みさきちよう 美咲町		1		1
681	きびちゅうおうちよう 吉備中央町		1	1	14
990	おかやまけん 岡山県			1	
991	びほくし ぶ 備北支部		2		
	ひるぜんきょういくみあい 蒜山教育組合				
	合 計	0	243	252	420
	前 年 度		249	243	461
	前 々 年 度		260	249	467

令和7年5月16日

都道府県スポーツ推進委員協議会会長各位

(公社) 全国スポーツ推進委員連合
株式会社 日本体育社

公益社団法人全国スポーツ推進委員連合
機関誌「みんなのスポーツ」
「スポーツ推進委員手帳」の販売価格改定について

現下の原材料費高騰に伴う価格改定について次のように改定させていただきます

○機関誌「みんなのスポーツ」

	現行	改訂後
本体価格	545 円 (税込)	→ 600 円 (税込)
年間購読料:	5,450 円 (税込)	→ 6,000 円 (税込)

○「スポーツ推進委員手帳」

本体価格	865 円 (税込)	→ 1,000 円 (税込)
------	------------	----------------

※令和8年度募集分から価格改定を行う。

機関誌「みんなのスポーツ」(令和8年1月末募集分から)

「スポーツ推進委員手帳2026年版」(令和7年8月末募集分から)

令和7年度中国地区スポーツ推進委員研修会実行委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会（以下「研修会」という。）を開催するために必要な準備及び企画運営にあたることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の企画運営に関すること。
- (2) 予算の編成、執行及び決算に関すること。
- (3) その他、研修会に必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 本会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、岡山県スポーツ推進委員協議会会長をもって充てる。

3 委員は、次の者の中から、理事会で決定された者をもって充てる。

- (1) 岡山県スポーツ推進委員協議会常任理事会役員
- (2) 岡山県スポーツ推進委員協議会備南支部評議員会役員
- (3) その他、本会事業を行うため委員長が特に必要と認めた者

(役 員)

第5条 本会に委員長のほか次の役員を置く。

- (1) 副委員長 6名(岡山県スポーツ推進委員協議会副会長及び常任理事(備南支部))
- (2) 監 事 2名

2 副委員長、監事は理事会で決定する。

3 委員長は、本会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(任 期)

第6条 役員及び委員の任期は、本会の目的が達成された時点までとする。

2 役員及び委員に異動が生じた場合は、その時点で任期は終了し、新たに同じ所属団体から委員長が委嘱する。

(本 会)

第7条 本会は、委員長が招集し議長となり、本会の予算、決算、事業計画、その他、本会の必要事項を審議し、決定する。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するために、事務局を岡山県スポーツ推進委員協議会事務局内に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この規約は、令和6年〇月〇日から施行する。（実行委員会初日）

令和7年度中国地区スポーツ推進委員研修会の準備に向けた実行委員名簿

R7.5月 現在

	実行委員会	氏 名	支 部
1	委 員 長	赤 木 弘 蔵	備 北
2	副委員長	出原 稔	備 前
3	〃	桒 田 利 晃	備 南
4	〃	信 谷 昌 吾	備 北
5	〃	江 原 圭 祐	美 作
6	〃	岡 崎 眞公子	備前 (組織活性化部会)
7	〃	向 井 彰	備 南
8	委 員	長 尾 政 則	美 作
9	〃	大 崎 一 郎	備 前
10	〃	小 林 義 和	備 前
11	〃	黒 田 眞 路	美 作
12	〃	谷 田 浩 史	備 南
13	〃	荒 川 周一郎	〃
14	〃	高 橋 暁	〃
15	〃	中 村 信 一	〃
16	〃	風 早 秀 義	〃
17	〃	佐 藤 美佐江	〃
18	〃	高 島 建 身	〃
19	〃	松 本 武	〃
20	〃	佐 藤 義 城	〃
21	監 事	関 野 雅 夫	備 前
22	〃	大 森 静 夫	備 南

(順不同・敬称略)